

独立行政法人通則法改正に伴う関係告示の改正に係る報告

平成 27 年 5 月 19 日
総務省情報流通振興課

1. 改正の理由

- 平成 26 年 6 月 13 日、先の第 186 回通常国会において成立した独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）（以下「改正通則法」という。）が公布され、独立行政法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類として、①中期目標管理法人、②国立研究開発法人、③行政執行法人を設けることとなり、「独立行政法人情報通信研究機構」は、国立研究開発法人に分類された。
- これに伴い、同日に公布された独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 67 号）（以下「整備法」という。）により、「独立行政法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）」が改正され、同法の題名及び「独立行政法人情報通信研究機構」の名称について、「独立行政法人」を「国立研究開発法人」に改めることとなった。（※改正通則法及び整備法の施行は平成 27 年 4 月 1 日）
- そのため、「独立行政法人情報通信研究機構」を引用している「特定通信・放送開発事業の実施に関する指針（平成 2 年郵政省告示第 616 号）」及び「通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する基本的な方針を定めた件（平成 5 年郵政省告示第 503 号）」において、当該機構にかかる名称の改正が必要となった。

2. 改正の内容

改正通則法及び整備法が、平成 27 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、

- ① 特定通信・放送開発事業の実施に関する指針（平成 2 年郵政省告示第 616 号）及び
 - ② 通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する基本的な方針を定めた件（平成 5 年郵政省告示第 503 号）
- について、それぞれの告示中「独立行政法人 情報通信研究機構」を「国立研究開発法人 情報通信研究機構」に改正し、同日付けで施行。

参照条文

(1) 改正通則法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

（名称）

第四条 （略）

2 国立研究開発法人については、その名称中に、国立研究開発法人という文字を使用するものとする。

(2) 整備法第 47 条関係（抜粋）

国立研究開発法人情報通信研究機構法

（目的）

第一条 この法律は、国立研究開発法人情報通信研究機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第三条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、国立研究開発法人情報通信研究機構とする。

（傍線部分は改正部分）

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>四 (1) 特定通信・放送開発事業全体の利用者との関係においては、中小企業、過疎地域の住民や障害者等への配慮を含め、広く利用者の利益になるものを目指すよう努めること。 役務内容においては、情報の円滑な流通の促進の観点から、国民生活の向上又は産業活動の効率化に資するものを目指すよう努めること。 地域社会の健全な発展の観点から、情報の円滑な流通の促進を通じて地域経済の発展又は地域住民の生活の向上に資するものを目指すよう努めること。 特段の理由がない限り、国際的な取決め及び標準方式を採用すること。また、国際電気通信連合等の国際機関での検討状況も勘案するよう努めること。 外国企業の生産した製品、開発した技術等について、優れたものを積極的に取り入れ、国際経済の発展に貢献するよう配慮すること。 事業に必要な設備の設置については、周辺環境との調和に努めることが望まれる。また、道路に特定通信・放送開発事業に係る施設の敷設を計画する場合には、道路管理者と協議することにより、道路占用の可能性について十分配慮すること。 「特殊法人等整理合理化計画」（平成十三年十二月十九日閣議決定）において、通信・放送機構（現国立研究開発法人情報通信研究機構）の通信・放送事業者に対する助成等につき講ずべき措置として、</p> | <p>四 (1) 特定通信・放送開発事業全体の利用者との関係においては、中小企業、過疎地域の住民や障害者等への配慮を含め、広く利用者の利益になるものを目指すよう努めること。 役務内容においては、情報の円滑な流通の促進の観点から、国民生活の向上又は産業活動の効率化に資するものを目指すよう努めること。 地域社会の健全な発展の観点から、情報の円滑な流通の促進を通じて地域経済の発展又は地域住民の生活の向上に資するものを目指すよう努めること。 特段の理由がない限り、国際的な取決め及び標準方式を採用すること。また、国際電気通信連合等の国際機関での検討状況も勘案するよう努めること。 外国企業の生産した製品、開発した技術等について、優れたものを積極的に取り入れ、国際経済の発展に貢献するよう配慮すること。 事業に必要な設備の設置については、周辺環境との調和に努めることが望まれる。また、道路に特定通信・放送開発事業に係る施設の敷設を計画する場合には、道路管理者と協議することにより、道路占用の可能性について十分配慮すること。 「特殊法人等整理合理化計画」（平成十三年十二月十九日閣議決定）において、通信・放送機構（現独立行政法人情報通信研究機構）の通信・放送事業者に対する助成等につき講ずべき措置として、「国</p> |

「国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間後には助成措置を終了することを明記する。さらに、事後評価を行い、その評価結果を踏まえて助成の在り方を適宜見直す」とこととされている。当該計画を踏まえ、法に基づく各種助成措置については、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）の規定に基づき、総務省が行う政策評価において施策目標を明記し、当該目標が達成されたとの評価を得た場合には、本実施指針の見直し等必要な措置を講じることとする。

(2)
・
(3)
(略)

が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間後には助成措置を終了することを明記する。さらに、事後評価を行い、その評価結果を踏まえて助成の在り方を適宜見直す」とこととされている。当該計画を踏まえ、法に基づく各種助成措置については、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）の規定に基づき、総務省が行う政策評価において施策目標を明記し、当該目標が達成されたとの評価を得た場合には、本実施指針の見直し等必要な措置を講じることとする。

(2)
・
(3)
(略)

○平成五年郵政省告示第五百三三号(通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する基本的な方針を定めた件)の一部を改正する告示 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する基本的な方針を定めた件</p> <p>一</p> <p>2 1 (略)</p> <p>2 施策の基本的な方向</p> <p>多様な通信・放送役務が開発され、利用されているなかで、あらゆる通信・放送役務が身体障害者にとって利用可能となることが求められているが、とりわけ、テレビジョン放送において、視聴覚障害者への対応が喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、当面、通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関しては、テレビジョン放送における視聴覚障害者への対応に重点を置くこととし、解説番組及び字幕番組の放送時間数の拡大及び放送地域の拡大に努めることとする。</p> <p>なお、その他の通信・放送身体障害者利用円滑化事業についても、財源の状況や身体障害者のニーズ等を勘案しつつ必要な措置を講じていくこととする。</p> <p>「特殊法人等整理合理化計画」(平成十三年十二月十九日閣議決定)において、通信・放送機構(現国立研究開発法人情報通信研究機構)の通信・放送事業者に対する助成等につき講ずべき措置として、「国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間後には助成措置を終了することを明記する。さらに、事後評価を行い、その評価結果を踏</p> | <p>通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する基本的な方針を定めた件</p> <p>一</p> <p>2 1 (略)</p> <p>2 施策の基本的な方向</p> <p>多様な通信・放送役務が開発され、利用されているなかで、あらゆる通信・放送役務が身体障害者にとって利用可能となることが求められているが、とりわけ、テレビジョン放送において、視聴覚障害者への対応が喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、当面、通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関しては、テレビジョン放送における視聴覚障害者への対応に重点を置くこととし、解説番組及び字幕番組の放送時間数の拡大及び放送地域の拡大に努めることとする。</p> <p>なお、その他の通信・放送身体障害者利用円滑化事業についても、財源の状況や身体障害者のニーズ等を勘案しつつ必要な措置を講じていくこととする。</p> <p>「特殊法人等整理合理化計画」(平成十三年十二月十九日閣議決定)において、通信・放送機構(現独立行政法人情報通信研究機構)の通信・放送事業者に対する助成等につき講ずべき措置として、「国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間後には助成措置を終了することを明記する。さらに、事後評価を行い、その評価結果を踏ま</p> |

まえて助成の在り方を適宜見直す」こととされている。当該計画を踏まえ、本法に基づく各種助成措置については、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）の規定に基づき、総務省が行う政策評価において施策目標を明記し、当該目標が達成されたとの評価を得た場合には、本基本方針の見直し等必要な措置を講じることとする。

二・三（略）

て助成の在り方を適宜見直す」こととされている。当該計画を踏まえ、本法に基づく各種助成措置については、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）の規定に基づき、総務省が行う政策評価において施策目標を明記し、当該目標が達成されたとの評価を得た場合には、本基本方針の見直し等必要な措置を講じることとする。

二・三（略）

特定通信・放送開発事業の実施に関する指針

〔平成 2 年 1 0 月 1 日〕
〔郵政省告示第 6 1 6 号〕

改正 平成 9 年 5 月 2 8 日郵政省告示第 2 5 0 号
改正 平成 1 4 年 3 月 1 5 日総務省告示第 1 4 4 号
改正 平成 1 6 年 3 月 3 1 日総務省告示第 2 9 9 号
改正 平成 1 7 年 3 月 1 8 日総務省告示第 3 0 1 号
改正 平成 2 7 年 3 月 3 1 日総務省告示第 1 4 6 号
(平成 2 7 年 4 月 1 日施行)

一 全国及び地域における電気通信による情報の円滑な流通の促進に関する事項

(1) 社会経済の情報化の進展

今日、社会経済のあらゆる分野において、情報をいかに有効に活用するかが重要となっており、情報化の進展は目覚ましい。情報の役割の重要性の増大に伴って、今後も情報化は発展していくものと見込まれる。

経済活動においては、産業構造の高度化、消費者の需要の多様化・高度化に的確に対応するため、生産現場、流通段階、消費市場との間における迅速かつ効率的な情報の流通が必要となっている。

家庭生活においては、豊かで快適な生活を求めるライフスタイルの変化に伴い、多様な情報の需要に的確に対応した情報の流通システムの実現が望まれている。

また、地域社会においては、電気通信の高度化が進展していないため地域の経済活動に支障を来す等の問題が生じており、地域における情報の流通及び各地域間における情報の流通を促進することが課題となっている。

(2) 「電気通信による情報の円滑な流通」

「情報の流通」には、電話、テレビジョン放送等の電気通信による情報の流通と、郵便、新聞等の電気通信以外の手段による情報の流通とがあるが、このうち電気通信は、大量の情報を瞬時に伝送できるという特質を持ち、情報化の進展する今日、高度かつ多様な情報の流通を担う重要な手段となっている。

また、電気通信技術は今後ますます進歩するものと考えられ、より高度な技術を用いた新しい電気通信役務の開発・提供により、従来は技術的又はコスト的に困難であった情報の流通が新たに可能となり、また、従来情報の流通をより効率化することができる。

したがって、電気通信は、より高度かつ多様な情報の流通の実現を通じて、情報の円滑な流通の促進に大きく寄与するものである。

特定通信・放送開発事業実施円滑化法（以下「法」という。）は、第一条に規定するよう、「電気通信による情報の円滑な流通の促進」の観点から、①先端的技術や斬新な発想により新しい情報の流通の創出や情報の流通の改善につながる「通信・放送新規事業」、②電気通信の高度化を通じて地域における情報の流通を促進する「地域通信・放送開発事

業」を選択し、これらの事業を支援することにより、「我が国における情報化の均衡ある発展」に資することを目的としている。これらの事業について、事業者が自らの知識及び企画力を生かし、その創意工夫及び活力により事業を行って行くことを期待するものである。

二 特定通信・放送開発事業の内容に関する事項

(1) 通信・放送新規事業

法第二条第三項に規定する「通信・放送新規事業」とは、法第二条第一項に規定する「通信・放送事業分野」に属する事業のうち、次のア又はイの事業をいう。

ア 「新たな役務を提供する事業」

「新たな役務」とは、従来は提供されていなかった役務又は従来から提供されている役務であってもその利用価値が著しく向上し実質的に新しい役務と同視し得るものが該当する。電気通信の観点から、通常の利用関係において又は社会通念により「新たな役務」と判断されることが必要である。

イ 「新技術を用いて役務の提供の方式を改善する事業」

「新技術を用いて」とは、いまだ企業化されていない技術（技術上又は経営上のノウハウを含む。以下同じ。）を用いること、又は既に企業化されている技術を、従来それを適用して提供していた役務とは通常の利用関係において若しくは社会通念により著しく異なる役務の提供に適用することをいう。

「役務の提供の方式を改善する」とは、電気通信の観点から、役務の価格の著しい低下や質の著しい向上をもたらすことをいう。

ウ 「情報の円滑な流通の促進に寄与するもの」

これまで、必ずしも流通していなかった情報を新たに電気通信を利用して流通させたり、電気通信を利用して行われている情報の流通を質的、量的に改善してより効率的なものとしたり、従来は電気通信によらなかった情報の流通を電気通信を利用することによってより効率的に行うことにより、情報の円滑な流通の促進が図られることを想定している。

(2) 地域通信・放送開発事業

ア 事業が行われるべき地域

法第三条第三項に規定する「地域通信・放送開発事業が行われるべき地域」は、平成二年九月一日における次に掲げる区域以外の地域とする。

(7) 東京都の特別区

(4) 大阪市

(9) 名古屋市旧市街地（平成二年九月一日において首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）第一条に規定する区域をいう。）

イ 「電気通信の高度化に資する事業」

法第二条第四項に規定する「地域通信・放送開発事業」は、通信・放送事業分野に属する事業のうち、地域での電気通信の高度化に資する事業である。当該事業を行うことが事業を行う地域の総体としての電気通信の高度化、ひいては、情報の円滑な流通の促進に寄与するような事業であることが必要である。これまで当該地域では利用できな

った役務を提供する事業であって、地域的なレベルでの技術的な新規性のある事業が該当する。

三 特定通信・放送開発事業の実施方法に関する事項

(1) 特定通信・放送開発事業全体

ア 経営方針の策定等

あらかじめ基本的な経営方針を策定することとし、状況の変化に応じて随時当該方針の見直しを図ること。また、おおむね5年間程度の事業計画を作成し、事業展開の方向について誤りのないよう留意すること。

イ 資金調達上の留意点

市場動向についての十分な予測を行った上で、事業規模及び事業の性質等に対応した適切な資金計画を立案すること。実施に必要な資金の調達及び返済の計画を、資金の用途、期間、調達費用、収支見込み、資本の規模等を勘案して作成し、この計画に従って、各種の資金調達手段を有効かつ適切に利用して資金調達を行うこと。

なお、法に基づく出資制度の利用は民間出資の呼び水として特に必要な場合に限ること。

ウ その他実施体制における留意点

事業の性質等に対応した適切な人的体制及び物的資源を確保することにより、効率的な実施体制を整備するとともに、不正及び過誤の防止並びに適切性及び効率性の確保のための経営管理体制の確立に努めること。

設備投資については、事業内容及び市場動向に応じた適正規模の維持に努めることとし、過剰な投資による経営破綻を生じないように留意すること。

(2) 通信・放送新規事業

当該事業の需要について、市場の将来動向についての見通しを合理的に立てるとともに需要の動向の把握に努め、市場の確保のための的確な対応をとること。

(3) 地域通信・放送開発事業

事業の実施の準備として地域の情報化ニーズを充足するための市場調査を十分に行い、地域住民、地場企業等の需要についての的確に把握すること。また、事業を実施しようとする地域の自然環境、社会及び経済状況に対応し、地域特性を生かした事業展開に努めること。

四 特定通信・放送開発事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 特定通信・放送開発事業全体

利用者との関係においては、中小企業、過疎地域の住民や障害者等への配慮を含め、広く利用者の利益になるものを目指すよう努めること。

役務内容においては、情報の円滑な流通の促進の観点から、国民生活の向上又は産業活動の効率化に資するものを目指すよう努めること。地域社会の健全な発展の観点から、情報の円滑な流通の促進を通じて地域経済の発展又は地域住民の生活の向上に資するものを目指すよう努めること。

特段の理由がない限り、国際的な取決め及び標準方式を採用すること。また、国際電気通信連合等の国際機関での検討状況も勘案するよう努めること。

外国企業の生産した製品、開発した技術等について、優れたものを積極的に取り入れ、

国際経済の発展に貢献するよう配慮すること。

事業に必要な設備の設置については、周辺環境との調和に努めることが望まれる。また、道路に特定通信・放送開発事業に係る施設の敷設を計画する場合には、道路管理者と協議することにより、道路占用の可能性について十分配慮すること。

「特殊法人等整理合理化計画」（平成十三年十二月十九日閣議決定）において、通信・放送機構（現国立研究開発法人情報通信研究機構）の通信・放送事業者に対する助成等につき講ずべき措置として、「国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間後には助成措置を終了することを明記する。さらに、事後評価を行い、その評価結果を踏まえて助成の在り方を適宜見直す」こととされている。当該計画を踏まえ、法に基づく各種助成措置については、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）の規定に基づき、総務省が行う政策評価において施策目標を明記し、当該目標が達成されたとの評価を得た場合には、本実施指針の見直し等必要な措置を講ずることとする。

(2) 通信・放送新規事業

事業についてのアイデアを広く収集し、その積極的活用に努めるとともに、様々な技術を情報の円滑な流通の促進の観点から通信・放送事業分野に応用できるか検討に努めること。

(3) 地域通信・放送開発事業

事業を実施しようとする地域の発展方向に留意し、当該発展方向と調和の取れた事業展開をするよう配慮すること。

附 則 （平成九年五月二八日郵政省告示第二五〇号）

この告示は、平成九年五月三十日から施行する。

附 則 （平成十四年三月十五日総務省告示第一四四号）

この告示は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成十六年三月三十一日総務省告示第二九九号）

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する基本的な方針

平成五年十月一日 郵政省告示第五百三号
改正 平成九年十月一日 郵政省告示第五百一号
改正 平成十七年三月十八日 総務省告示第三百二号
改正 平成二十七年三月三十一日 総務省告示第四百四十七号
(平成二十七年四月一日施行)

一 通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進に関する基本的な方向

1 現状の認識

社会経済の情報化の進展に伴い、社会生活や経済活動における情報の果たす役割の重要性が増大しており、必要な情報を円滑に入手及び交換できることが、あらゆる人々にとって、社会生活を営んでいく上で欠くことのできないものとなっている。

近年、多様な新しい通信・放送役務が実用化され、いわゆる「多メディア・多チャンネル化」が急速に進展している一方で、身体上の障害を有する人々は、情報の入手及び交換手段としての通信・放送役務を利用することが不自由な場合があり、その利便性を十分に享受できているとは必ずしもいえない現状にある。

テレビジョン放送、ラジオ放送、電話といった最も基本的な通信・放送役務についても、視聴覚障害者の利用には著しい不便がある。これを補うものとして、例えば、テレビジョン放送については、解説番組や字幕番組等の放送があるが、その放送時間は十分でなく、また、放送対象地域も極めて限られている場合がある。

こうした現状を踏まえ、誰もが等しく通信・放送役務の利便性を享受できるようにするという通信政策の基本に基づき、身体に障害があるために通信・放送役務を十分に利用できない者についても、当該通信・放送役務を円滑に利用できるようにしていくことが必要である。

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（以下「本法」という。）は、以上のような状況にかんがみ、通信・放送身体障害者利用円滑化事業を推進することにより、通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図るものであるが、施策の基本的な方向は次のとおりとする。

2 施策の基本的な方向

多様な通信・放送役務が開発され、利用されているなかで、あらゆる通信・放送役務が身体障害者にとって利用可能となることが求められているが、とりわけ、テレビジョン放送において、視聴覚障害者への対応が喫緊の課題となっている。

このため、当面、通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関しては、テレビジョン放送における視聴覚障害者への対応に重点を置くこととし、解説番組及び字幕番組の放送時間数の拡大及び放送地域の拡大に努めることとする。

なお、その他の通信・放送身体障害者利用円滑化事業についても、財源の状況や身体障害者のニーズ等を勘案しつつ必要な措置を講じていくこととする。

「特殊法人等整理合理化計画」（平成十三年十二月十九日閣議決定）において、通信・放送機構（現国立研究開発法人情報通信研究機構）の通信・放送事業者に対する助成等につき講ずべき措置として、「国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間後には助成措置を終了することを明記する。さらに、事後評価を行い、その評価結果を踏まえて助成の在り方を適宜見直す」こととされている。当該計画を踏まえ、本法に基づく各種助成措置については、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）の規定に基づき、総務省が行う政策評価において施策目標を明記し、当該目標が達成されたとの評価を得た場合には、本基本方針の見直し等必要な措置を講ずることとする。

二 通信・放送身体障害者利用円滑化事業の内容に関する事項

1 通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する基本的な事項

本法において、その推進を図ることとしている通信・放送身体障害者利用円滑化事業は、身体障害者の通信・放送役務の利用に関する利便の増進に著しく寄与するものであることが必要である。具体的には、テレビジョン放送、電話等広く国民に普及している通信・放送役務であって、その利用について身体障害者のニーズが高いものである必要があり、さらに事業実施の効果も全国的に広く及ぶものであることが望ましい。

また、この通信・放送身体障害者利用円滑化事業は、身体上の障害のために利用に支障が生じている通信・放送役務について、身体障害者がこれを円滑に利用できるようにすることを目的とするものであり、具体的には、特定の通信・放送役務の利用について身体上の障害のために困難が生じている場合に、当該通信・放送役務を実質的に利用可能にするために、これを補完し、代替し、又はそのアクセスの改善を図るものである。

2 通信・放送役務を提供し、又は開発する業務（本法第二条第四項第一号の業務）

本業務は、解説番組及び字幕番組の放送その他の身体障害者のための通信・放送役務を提供し、又は、これまで、実施されていない身体障害者のための通信・放送役務を開発することにより、身体障害者の通信・放送役務の利用の円滑化を図るものである。

通信・放送役務を開発する業務は、必ずしも技術開発を伴う必要はなく、既存の技術を用いて身体障害者向けの通信・放送役務を開発するものも含まれるものである。

また、開発された通信・放送役務は、その後開発を行う者により実際に提供されることを前提とするものである。

3 通信・放送役務を提供するための電気通信設備に付随する工作物を設置する業務（本法第二条第四項第二号の業務）

本業務は、身体障害者が車いす等で利用できるよう公衆電話ボックスの床面積を拡大し、電話の位置を低くする等の整備をして提供する車いす用公衆電話ボックスの整備を主な対象とするものであり、その整備の促進により身体障害者の通信・放送役務の利用の円滑化を図るものである。

4 解説番組、字幕番組その他の放送又は有線放送の放送番組を制作する業務（本法第二条第四項第三号の業務）

本業務は、テレビジョン放送において送られる静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組である解説番組、及びテレビジョン放送において送られる音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組である字幕番組のほか、手話付き番組その他の視聴覚障害者の放送の円滑な利用を図るための放送番組を制作し、これらの放送番組の放送の増加に寄与するものである。

三 その他通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に際し配慮すべき重要事項

- 1 身体障害者のための通信・放送役務を提供する事業は、全国的にみて地域的な偏りのないよう実施されるものとする。
- 2 一事業者の役務提供対象地域が、地域限定的である通信・放送役務については、当該役務が提供される地域ができるだけ早期に全国的に拡大するよう図るものとする。
- 3 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等の障害の種別に応じてバランス良く通信・放送役務の充実が図られることが望ましいこと。